

## 平成23年度 第22回人事委員会会議結果

### 1 開催日時

平成24年3月16日（金）午前10時～12時

### 2 開催場所

人事委員会委員室（県庁第二庁舎7階）

### 3 出席者

#### 【人事委員】

委員長	曾我紀厚
委員	中原都
委員	荒濱健太郎

#### 【事務局職員】

事務局長	西山秀雄	次長	加賀田啓
任用課長	山添久	給与課長	稲田将
副主幹	懸樋順一	副主幹	新高謙一
副主幹	遠藤公亮		

【傍聴者】 なし

### 4 議題

議案第1号 職員の採用選考について

議案第2号 職員の昇任選考について

議案第3号 一般任期付職員の採用の承認について

議案第4号 警察航空隊における有機溶剤業務に係る有機溶剤中毒予防規則一部適用除外認定について

### 5 議事の公開・非公開

議案第4号を公開とし、議案第1号から第3号までを非公開とした。

### 6 議事

#### 1 議案第1号

職員の採用選考について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

#### 2 議案第2号

職員の昇任選考について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

3 議案第3号

一般任期付職員の採用の承認について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

4 議案第4号

警察航空隊における有機溶剤業務に係る有機溶剤中毒予防規則一部適用除外認定について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

鳥取県警察本部生活安全部地域課航空隊が有機溶剤業務に労働者を従事させる場合において、有機溶剤中毒予防規則（昭和47年労働省令第36号。以下単に「省令」という。）第3条第1項第1号に該当することについて、同項に基づき、以下のとおり認定しようとするもの。

① 認定する内容

鳥取県警察本部から申請のあった有機溶剤業務については、作業時間1時間に消費する有機溶剤等の量が、省令に定める有機溶剤等の許容消費量を常態として超えないこと。

(1) 鳥取県警察本部生活安全部地域課航空隊における有機溶剤業務

ア 使用する有機溶剤等

メチルエチルケトン(第二種有機溶剤等)、ガソリン(第三種有機溶剤等)、石油ナフサ(第三種有機溶剤等)

イ 有機溶剤業務に従事する労働者等

航空整備士(2名)

ウ 認定に係る有機溶剤業務

年間3回実施する航空機点検作業において、必要がある場合、有機溶剤を使用して塗装部の払拭、部品の洗浄等を行っている(有機溶剤を使用する時間数は、1回の点検で10時間程度)。

(ア) メチルエチルケトン

- ・ウエスにメチルエチルケトン(1回当たり約10g)染みこませる。
- ・航空機及び部品の塗装部分及び接着部分をウエスにより払拭する。
- ・1時間10g程度の使用量(最大でも1時間で50gを上回らない。)

(イ) ガソリン、石油ナフサ

- ・洗浄用の容器にガソリン(石油ナフサ)を100g程度入れる。
- ・航空機の部品をガソリン(石油ナフサ)の入った容器につけ洗浄する。
- ・ウエスにより払拭する。
- ・1時間100g程度の使用量(最大でも1時間で200gを上回らない。)

エ 有機溶剤業務を行う場所

警察航空隊格納庫内(開口率3%超、「タンク等の内部以外の場所」に該当)

開口率	$101.16\text{m}^2$ (開口部) $\div$ $1,295.79\text{m}^2$ (総面積) = <b>7.81%</b> > 3%
-----	--

※「タンク等の内部」とは、通風が不十分な屋内作業場等をいい、具体的には、「天井、床及び周壁の総面積に対する直接外気に向かって開放されている窓その他の開口部の面積の比率(開口率)が3%以下の屋内作業場をいう。「タンク等の内部」に該当する場合、適用条項は省令第3条第1項第1号ではなく同項第2号となり、認定基準がより厳格になる(「1日に消費する有機溶剤等の量が有機溶剤等の許容消費量を常に超えないとき」となる。))。

(2) 認定基準(省令第3条第1項第1号)

屋内作業場のうちタンク等の内部以外の場所において当該業務に労働者を従事させる場合で、作業時間1時間に消費する有機溶剤等の量が有機溶剤等の許容消費量を常態として超えないとき。

※「許容消費量を常態として超えない」とは、一時的に超えることはあっても、通常の状態として超えなければ足りる趣旨である。具体的には、作業の性質上明らかに有機溶剤等の消費量が許容消費量より少ないような業務、過去三ヶ月間の有機溶剤等の消費量を調査の結果、許容消費量を超える可能性がないと認められる業務等である

ことを要する。

(3) 有機溶剤等の消費量と許容消費量

ア 作業時間1時間に消費する有機溶剤等の消費量と許容消費量

メチルエチルケトン	10g (最大 50g) × 1.0 ≤ <b>60g</b> (許容消費量。2/5 × 150m <sup>3</sup> )
ガソリン・ナフサ	100g (最大200g) × 1.0 ≤ <b>225g</b> (許容消費量。3/2 × 150m <sup>3</sup> )

※作業時間1時間に消費する有機溶剤等の消費量には、省令第3条第2項において準用する省令第2条第2項の規定により厚生労働大臣が別に定める数値を乗ずることとなる。本件において有機溶剤等の消費量に乗ずることとなる数値は「1.0」である。

※作業場の気積は1,383.28m<sup>3</sup>であるが、許容消費量を計算する上では150m<sup>3</sup>が上限となる。

イ 認定基準に該当するかどうかの判断

アのとおり通常の使用で有機溶剤等の消費量が許容消費量を超えるものではなく、また、過去2年間における有機溶剤等の消費量は以下のとおりであったことから、認定基準に該当するものと判断。

《過去2年間の有機溶剤の消費量》

区分	メチルエチルケトン	ガソリン	ナフサ
H22	150g (5g/h)	2,000g (66.7g/h)	2,000g (66.7g/h)
H23	100g (5g/h)	1,400g (70.0g/h)	1,400g (70.0g/h)

※平成22年は30時間当たり、平成23年は20時間当たりの消費量である。

※カッコ内の数は、年間の有機溶剤の消費量を年間の使用時間数で除した単純平均である。

② 認定日

平成24年3月8日

【質疑】

委員

ヘリコプターを導入した際、有機溶剤業務が生じることはわかっているので、その際手続が必要であったのではないかと。

事務局

そのとおり。ヘリコプターを導入すれば、毎年の点検で有機溶剤業務も発生することとなるので、本来であれば導入の際に手続が必要であった。

労働安全衛生法の規制について、県の組織内でまだまだ認識が不足している。

県の各機関に対していかに周知徹底を図るかが課題である。

委員

こうしてみると、他にも必要な措置を講じていないところがあるのではないかと思われてくる。

事務局

事業場調査等で当委員会の指摘を受けて対処するだけでなく、事業場自ら点検し、必要な手続を行っていただけるよう工夫が必要と考えている。

委員

前回の米子高等技術専門校も同様、機械の整備を行う機関であれば、有機溶剤を使っている可能性がある。

こうした所属に重点的に周知する必要がある。

事務局

基本的には、適用除外でなく、法令による規制を全部遵守してもらうのが第一であり、その観点で周知したい。

委員

林業試験場での事故のようなことがあってはいけない。

委員

1点確認したい。

ガソリン、石油ナフサは、合わせて100gということによいか。

事務局

それぞれ100gずつ使用するという趣旨である。

委員

そうだとすると、各々が最大200gということで、果たして225g以下という要件を満たしているかどうか。

これらは第3種有機溶剤であるが、それぞれでは基準を満たしても、これらを何種類か使用すると全体でかなりの濃度になってくる。

それでも認定できるということになるのはおかしいのでは。

ガソリン・石油ナフサ合わせて100g、最大でも200gということであればこの計算でよいと直感的に考えた。

これらを合わせて最大400g使うのであれば、基準を満たしていないということになる可能性がある。

事務局

ガソリン、石油ナフサはそれぞれが燃料系統以外の部品の洗浄、燃料系統の部品の洗浄と使い分けられており、同時に使用して高濃度になるといったことはないと聴いている。

なお、法令上は、同じ第3種有機溶剤であっても許容消費量の計算は別々に行うこととされており、それぞれが基準を満たしていれば認定可能ということになる。

法令の解釈については労基署にも確認をとっている。

委員

法令上もそうになっている、しかも、ガソリンと石油ナフサを分けて使っているから現実的にも著しい高濃度にはならないということか。

事務局

そのとおり。また、200gというのは最大限使うとしたらどれくらいかという想定値。実際には1時間に200gを使うようなことはないとのことである。

## 7 次回の人事委員会の開催

平成24年3月29日（金）午後3時から開催することとした。